

令和6年度 京都市人権レポート

京都市人権文化推進計画
に基づく事業報告書

京都市では、人権文化推進計画に基づき様々な取組を進めています。昨年度の取組の一部を御紹介します。

子どもの見守り活動支援事業 ～地域で子どもや家庭を見守る活動を支援～

子ども食堂等の子どもの居場所づくりや子育て家庭への食品配送事業を行っている団体が、活動を通じて実施する子どもの見守り活動に係る経費を補助する「京都市子どもの見守り活動支援事業補助金」を開始。子ども食堂等の運営団体が自ら意識して、支援が必要な子どもの気づきの窓口として取り組んでもらうことを目的としており、地域で子どもや家庭を見守る体制の強化につなげます。

〈令和5年度交付実績〉

●全体見守り型補助金:24団体

※主に子どもの居場所において、子どもの様子を見守り、支援を必要とする子どもや家庭の「気づきの窓口」となるような事業が対象

●個別支援型補助金:10団体

※子どもの居場所や子育て家庭への食品配送事業において、支援が必要な子どもを個別に把握し、定期的に直接的な見守り活動を行い、その結果を京都市に報告・支援機関との連携を行う事業が対象



留学生の地域企業就職の促進 ～担い手確保に新しい選択肢を!～

昨今、全国的に中小企業を中心とした担い手不足が課題となっている中、外国人留学生の市内就職を促進するため、「留学生採用イベント」を開催しました。地域企業に留学生採用に関する基礎知識や好事例を紹介するセミナーや、留学生に地域企業の魅力を発信する「企業と留学生の交流会」や「インターンシップ・企業見学マッチング会」を行いました。

〈留学生採用イベント〉

- ・留学生採用セミナー ・企業と留学生との交流会(フリートーク)
- ・企業と留学生との交流会(ディスカッション) ・インターンシップ
- ・企業見学マッチング会



成年後見制度の更なる普及啓発・利用促進

～御高齢の方や障害のある方が、住み慣れたまちで自分らしく安心して暮らしていくために～

認知症高齢者等が増加する中で、成年後見制度の需要は一層高まっています。京都市成年後見支援センターでは、御本人や御家族、御高齢の方や障害のある方の福祉に携わる支援者等からの制度利用に関する相談をお受けしています。一般相談では、同センター職員が、電話や来所での面談により、制度を利用するための手続きや申立書類作成方法等の相談におこたえします。また、法律等の専門知識が必要な場合は、弁護士・司法書士・社会福祉士による専門相談におつなぎします(事前予約制)。

令和5年度から、同センターに、日常的な金銭管理等の支援を行う日常生活自立支援事業を利用する方が、成年後見制度に円滑に移行できるよう支援する利用促進支援員を新たに2名配置するなど、成年後見制度の更なる普及啓発・利用促進に取り組んでいます。

〈令和5年度取組内容〉

- ・成年後見制度の利用を円滑にできるよう、成年後見支援センターに利用促進支援員を2名配置【充実】
- ・市民、御高齢の方や障害のある方の福祉に携わる支援者等に向けて、成年後見制度に関するセミナーを年2回開催
- ・成年後見制度について「知りたい」「学びたい」という5名以上の団体へ講師を派遣し、成年後見講座を実施
- ・地域における支え合いの観点から身近な立場で御本人を支援する成年後見人等として活躍していただける「市民後見人」の養成及び活動支援を実施

